

雫石町行政改革大綱 (第3期第6次改訂)



～信頼で築く住民主役のまちづくりの推進～

令和6年3月

雫石町

目 次

1	改訂の趣旨.....	1
2	町行政改革の経緯.....	2
3	町を取り巻く環境の変化.....	3
4	町の現状と課題、行政改革の必要性.....	5
5	行政改革の目的と基本理念.....	6
6	行政改革基本方針.....	6
7	計画期間.....	8
8	行政改革実施計画と進捗管理.....	8
9	行政改革の推進に向けて.....	10

1 改訂の趣旨

全国的に見られる人口減少や少子高齢化の進行は、社会保障費の増大や経済規模の縮小、財政危機や労働力不足等、多くの深刻な課題を招くとされています。加えて、近年では持続可能な開発目標（SDGs）の推進や Society5.0¹の実現、GX²への対応といった新たな取り組みも叫ばれており、住民福祉の向上を最大の目的としている行政は、住民サービスの維持や向上を図るため、時代の変化に応え得る持続可能な行財政運営を実行し、多様化する社会へ柔軟に対応していくことが求められています。

町は、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とする「雫石町行政改革大綱」に基づき、取り組みを進めてきました。この計画は、町が、これまでの行政改革の取り組み成果や近年の社会経済情勢を踏まえながら、引き続き、新たな時代に対応できる行財政運営と住民サービスの維持・向上、そして第三次雫石町総合計画基本構想に定められたまちの将来像「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」の具現化を目指し、新たな視点による行政改革の取り組みを進めていくため、改訂を行うものです。

¹ Society5.0とは、人類がこれまで歩んできた「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、5番目の新たな社会のこと。デジタル技術やイノベーションを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた仕組みにより、経済発展と社会的課題の解決を両立するもの。

² GXとは、経済社会システム全体を、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、変革しようとする取り組みのこと。

2 町行政改革の経緯

本町では、これまで国における行政改革の取り組みに合わせ、3期にわたる行政改革大綱のもと、町の行政改革の取り組みを推進してきました。昭和60年、平成8年の2度にわたり策定した行政改革大綱では、効率的な執行体制の整備に努め、また、平成11年に策定した第2期行政改革大綱では、具体的取り組み事項や計画年度、実施年を明記した「雫石町行政改革実施計画書」を策定し、不断の行政改革を進めてきたところです。

平成15年には、「官治から共治へ ～真の住民自治を目指して～」をテーマとした現在の基礎となる第3期行政改革大綱を策定し、持続可能な住民自治の町を目指した取り組みを開始しました。平成17年度から平成21年度までの5年間にわたる行政改革大綱と実施計画は「集中改革プラン」として従来の基本理念を踏襲しながら、平成22年度以降は大綱の改訂を繰り返すことで、組織機構の効率化や事務事業の簡素化、財政健全化を推進するとともに、職員の資質向上や意識改革を図り、地方分権社会における共治社会を目指してきました。

令和2年度には、現在の取り組みの指針となる第3期行政改革大綱第5次改訂として、新たな行政改革の取り組みがスタートしました。この取り組みは、真の住民目線でのサービスを最少の経費で提供し、住民の信頼と共通認識のもとまちづくりを目指す基本理念と4つの基本方針の視点から、行政のあるべき姿と体制づくりを進めてきたものです。少子高齢化の進行により行政課題はますます複雑化かつ多様化している一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による感染症への対応とともに、当町では町議会議員や町職員管理職へのタブレット端末の配布やオンライン会議・テレワークの実施といったデジタル技術の活用や働き方改革等、従前にはない対応を行政改革の契機として業務改善に取り組むことで、継続して町の行政改革を推進してきました。

雫石町行政改革の経緯							
S60～S62	H8～H14		H15～R4				
第1期 行政改革 大綱	第2期 行政改革 大綱	第3期行政改革大綱					
		H15～ H17	H18～ H21 第1次 改訂	H22～ H24 第2次 改訂	H25～ H28 第3次 改訂	H29～R1 第4次 改訂	R2～R5 第5次 改訂
	H11 大綱 見直し	H17～H21 集中改革プラン					

3 町を取り巻く環境の変化

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) への取り組み

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、誰一人取り残さない社会の実現を理念とした、2030年までに達成を目指す全世界共通の行動計画です。17の目標と目標を達成するための169のターゲットで構成され、発展途上国のみならず、先進国、日本も積極的に取り組むことが掲げられています。



(2) デジタル田園都市国家構想への取り組み

日本政府は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化といった様々な社会課題に直面する地方において、デジタル技術は地域課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉として、令和3年にデジタル田園都市国家構想を打ち出しました。この構想は、心ゆたかな暮らし (well-Being) と持続可能な環境・社会・経済 (sustainability) の実現を目指すもので、令和4年12月に具体的施策をまとめたデジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用した地方における地方創生の加速化と深化に向けた施策の方向性として、仕事の創出や移住・定住の推進、女性活躍の支援と促進や地域の魅力創出等の4つの要素を掲げています。また、この方向性を下支えする国の取り組みとして、デジタル基盤の整備を含む、デジタル実装の基礎条件整備を進めることとしています。

(3) 自治体におけるデジタルトランスフォーメーション (DX³) への取り組み

新型コロナウイルス感染症への対応によって様々な課題が明らかとなり、その中でも日本のデジタル化の遅れが顕著化したことから、社会全体のDXの必要性が示されました。自治体DX推進計画で掲げるビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービ

³ DXとは、業務手順や既存の制度、価値観、組織体制といった現在の仕組みを抜本的に見直し、デジタル化に併せ変革を行うことで、課題解決や新たな価値を創出すること。

スを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされており、自治体がDXを推進する意義は大きいとされています。

(4) グリーントランスフォーメーション（GX）への取り組み

近年、地球温暖化による気候変動問題の深刻化に伴い、温室効果ガス削減の取り組みが世界中で求められています。気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定では、温室効果ガスの削減を見据え、世界共通目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、かつ1.5℃に抑える努力をすること」を掲げています。これにより日本を含む多くの国と地域が、2050年カーボンニュートラル⁴の実現を目指し、取り組みを進めています。

(5) 岩手県の動向

いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン第8章では、行政経営の基本姿勢として、県民の信頼に応える、より質の高い行政経営を進めていくための基本的な考え方とその取り組み方向が示されています。令和5年3月には、いわて県民計画第2期アクションプラン（行政経営プラン）が策定され、行政経営の具体的な推進項目を明らかにし、長期ビジョンの実効性が確保されています。

⁴ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで、温室効果ガスの排出が全体としてゼロになっている状態のこと。

4 町の現状と課題、行政改革の必要性

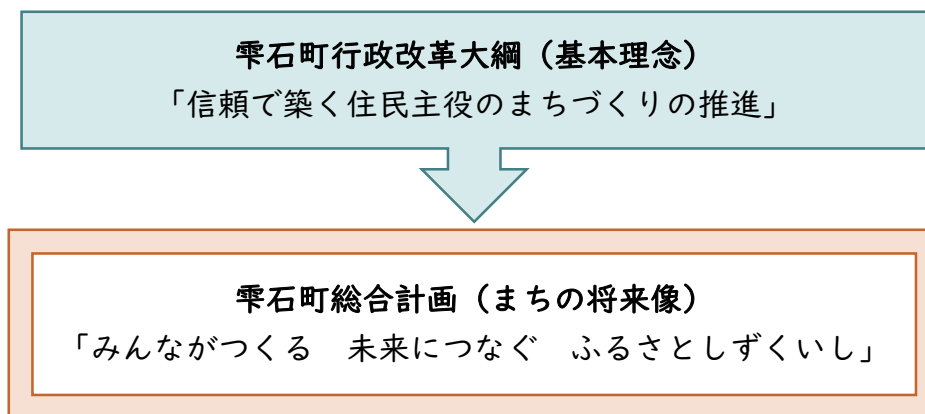
本町においては、よりよい地域づくりのためのさまざまな施策を有効に進めていくための基本的な指針として、令和2年3月にまちづくり計画の最上位に位置づけられる「第三次雫石町総合計画」を策定し、長期的展望のもと、持続可能なまちづくりの取り組みを進めています。また、人口減少に歯止めをかけ、実効性のある地方創生の取り組みを推進するため、平成26年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年10月には「雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。令和2年度以降は、「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方の社会課題解決・魅力向上の取り組みを加速化・深化する観点から、地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生の実現を目指しています。

一方で、人口減少・少子高齢化のさらなる進行、デジタル技術の急速な発展や環境問題・防災に対する意識の高まり等といった社会構造は日々変化を続けています。また、社会保障費の増加に伴う所得の減少、ひいては税収の減少や労働力不足が今後懸念されており、行政においても人材や財源といったリソース不足が招く公共サービスの縮小と持続可能な行財政運営に向けた対策が喫緊の課題となっています。

このような課題に対応するため、町は、今後ますます限られてくる資源を有効活用し、最小の資源で最大の効果を挙げる取り組みを確実に進めていく必要があります。これには、町の将来を見据えた行政改革が急務であり、近年の社会経済情勢を踏まえた行政のあるべき姿や体制づくりを新たな視点で振り返り、従前から発展した取り組みを展開することで、住民ニーズに適切に応じたよりよいまちづくりと時代の変化に応え得る行財政運営の実行に向けた積極的な行政改革の取り組み推進が必要となります。

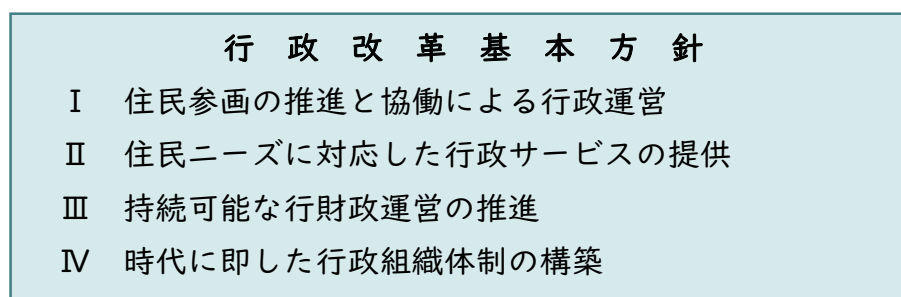
5 行政改革の目的と基本理念

町総合計画の基本構想で示すまちの将来像「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」の実現に向けて、多様な関係機関との協働により、より良い住民サービスを安定的に提供し続けるため、行政改革の取り組み推進にあたっては、「信頼で築く住民主役のまちづくりの推進」を基本理念とします。



6 行政改革基本方針

本大綱5で示す基本理念を具体化する基本方針は、以下4本の柱に基づき、具体的な取り組みを進めます。



【取り組みの方向】

基本柱Ⅰ 住民参画の推進と協働による行政運営

多様な主体が参画できるまちづくりを推進するとともに、民間活力の活用を考慮した公共サービスのあり方検討に取り組むことで、行政と地域が協働する行政運営を目指します。

- (1) 住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握
- (2) 地域の人材育成と活動支援
- (3) 民間活力の活用

基本柱Ⅱ 住民ニーズに対応した行政サービスの提供

職員の接遇力向上を図りながら、利便性の高い行政手続やわかりやすい庁舎内環境、また、町政情報の発信強化に取り組むことで、常に住民目線のサービス提供を目指します。

- (1) より良い行政サービスの提供
- (2) 行政情報の発信と ICT 活用の推進

基本柱Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進

計画的な行財政運営に取り組むことで、将来にわたり安定した行財政基盤の確立を目指します。

- (1) 財政基盤の強化と財政健全化
- (2) 公有資産の管理運用による経営合理化
- (3) 業務の効率化と効果的な施策・事業の展開

基本柱Ⅳ 時代に即した行政組織体制の構築

人材育成や適正な組織体制の推進に取り組むことで、新たな時代に対応できる行政組織の構築を目指します。

- (1) 人材の育成と行政組織体制の推進
- (2) 組織の内部リスク管理体制の強化

7 計画期間

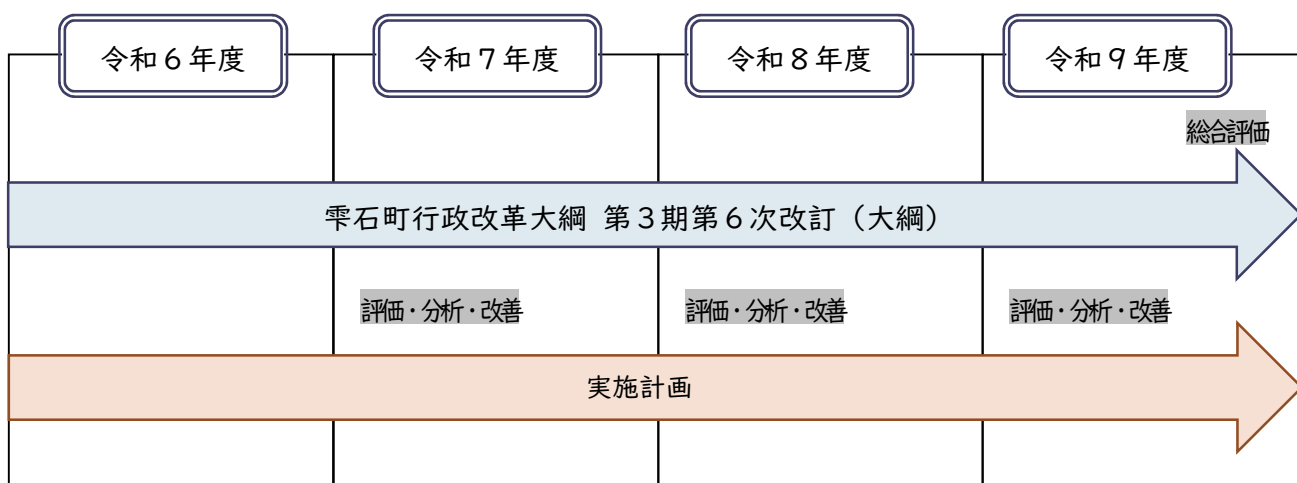
本大綱の計画期間は、令和6年度～令和9年度の4年間とします。

8 行政改革実施計画と進捗管理

行政改革の取り組みを有効的かつ効率的に実施し、さらには、各課、職員各々が行政改革の取り組みを積極的に実行するため、具体的な取り組み内容を実施計画⁵として策定します。実施計画では、PDCA サイクル⁶を用いた進捗状況の評価ができるよう、具体的な取り組みを示すとともに、取り組み目標の達成度や効果を客観的に評価・検証できるよう数値目標を設定し、必要に応じて内容を改善しながら取り組みを進めます。

取り組みの進捗管理に当たっては、実施計画で定める内容について、毎年度、庁舎横断的に取り組み実績を把握し、数値目標を基準として進捗状況を分析することで、評価判定を実施します。また、実施計画の最終年度には、計画期間における取り組み結果を分析することで、総合的な評価を行います。

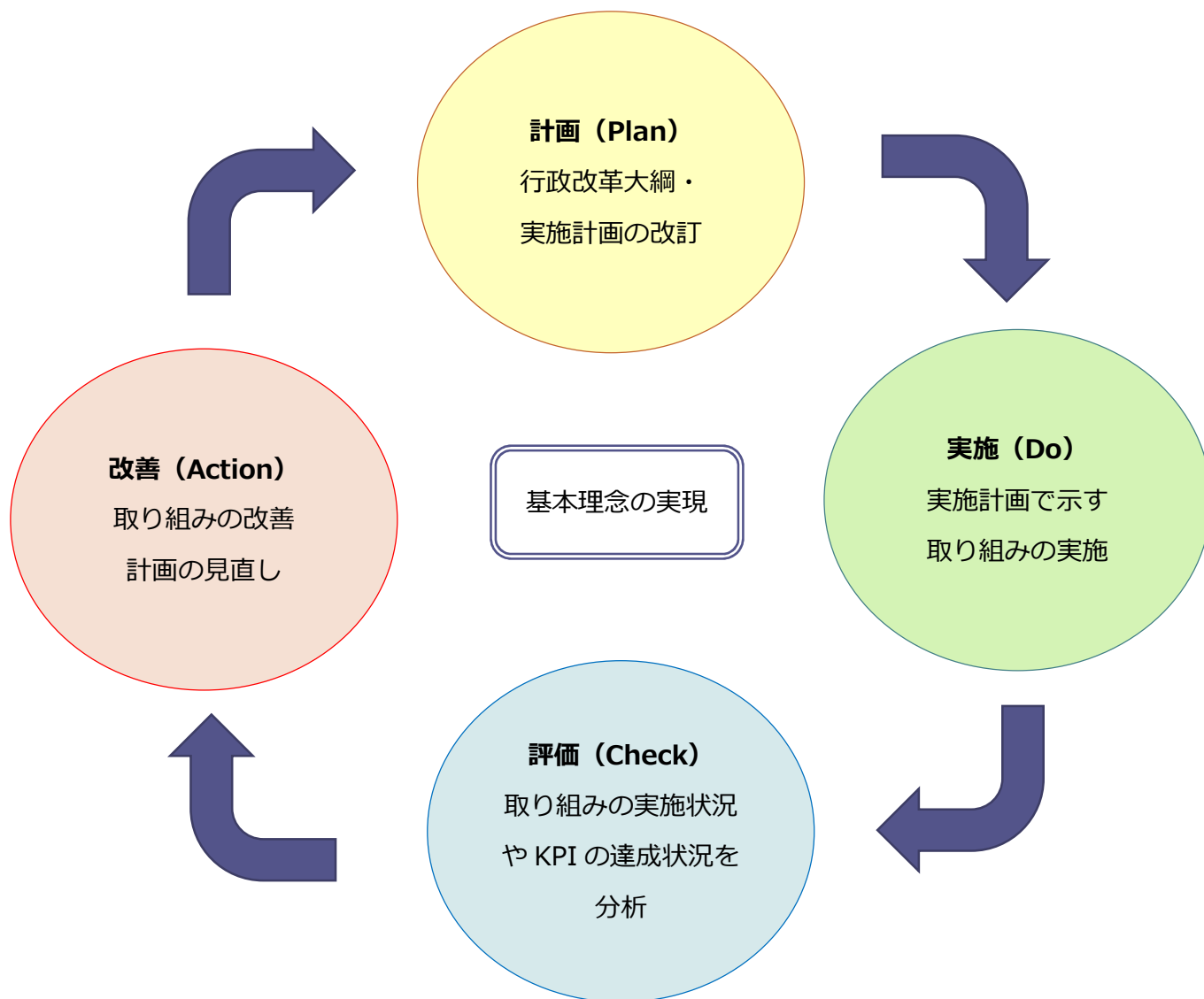
【計画期間内のスケジュール（イメージ）】



⁵ 実施計画は、別冊に示します。

⁶ PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の視点から計画や事業を継続的に改善していく手法のこと。

【PDCA サイクル (イメージ)】



9 行政改革の推進に向けて

大きく変容する社会経済情勢に対応した効果的で効率的な町政の実現を見据え、さらなる行政改革の推進を図るため、住民理解のもと、以下取り組みを着実に進めていきます。

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係性

国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGs を全国的に実施するため、各自治体が各種計画や戦略、方針の策定や改訂をする際は、SDGs の要素を最大限反映することが奨励されています。

また、世界的な目標である SDGs を自治体が導入し、経済・社会・環境に係る諸課題の解決に統合的に取り組むことは、行政や民間事業者、住民といった地域のステークホルダー間における政策目標の共有を可能とし、地域課題解決に向けた連携の促進へとつながることから、持続可能な地域への発展と地方創生の実現や地域活性化、地域で住みやすく安心して生活できるまちづくりへの寄与が期待できます。

このように自治体が SDGs に取り組むことは意義深く、また、SDGs の基本理念は、本町における行政改革の取り組みとの親和性が高く、かつ町総合計画策定の趣旨とも整合性があることから、町は SDGs を導入し、行政改革・町総合計画・SDGs を一体的に取り組むことで、将来にわたって活力ある社会の維持を目指します。

なお、行政改革における SDGs の取り組み推進にあたっては、本大綱で示す具体的な取り組み項目と 17 の持続可能な開発目標を関連付ける⁷ことで、職員一人ひとりが意識しながら取り組める体制を整備します。

(2) オフサイトミーティングの開催

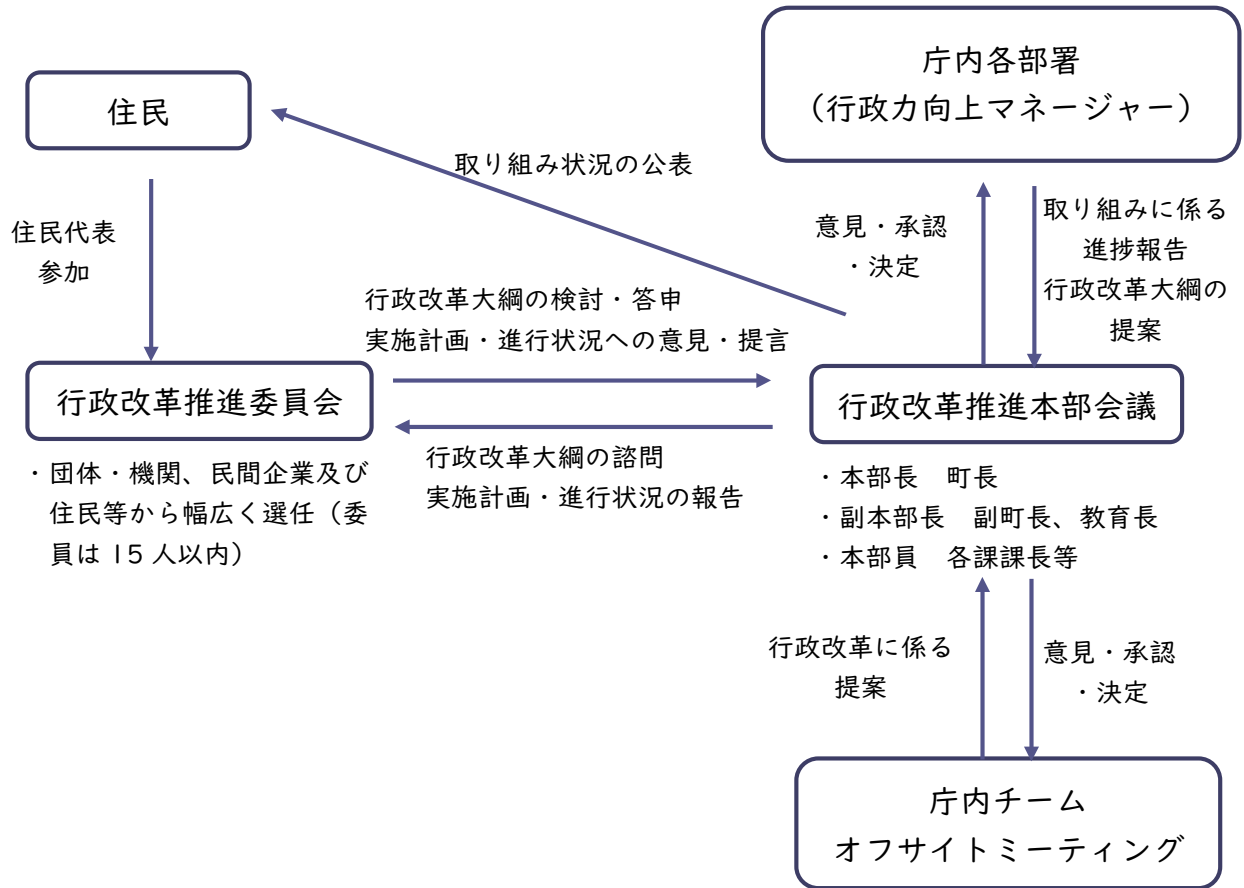
幅広い視野と発想をもち、意欲的に取り組む「職員の意識改革」を進めるため、庁内職員の横断的なチームの編成やオフサイトミーティングを必要に応じて開催し、行政改革の提案ができる体制を確保します。

(3) 行政改革取り組み状況の公表

行政改革の推進には、行政と住民が、その必要性や取り組み内容をともに理解し、協力関係を築いていくことが重要であることから、本計画に係る行政改革の取り組み結果を公表し、住民への周知に努めることで、取り組みの確実な推進を図ります。

⁷ 行政改革の取り組みと SDGs との関連性は、別紙に掲載します。

(4) 推進体制





雫石町行政改革大綱（第3期第6次改訂）

発行 雫石町

担当課 雫石町総合政策課

〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

TEL 019-692-6409 FAX 019-692-1311

E-mail kikaku@town.shizukuishi.iwate.jp

URL <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp>

【策定経過】

平成15年2月26日 策定

平成18年3月30日 第1次改訂

平成22年3月8日 第2次改訂

平成25年3月21日 第3次改訂

平成29年3月24日 第4次改訂

令和2年3月26日 第5次改訂

令和6年3月18日 第6次改訂